



INFORMATION

毛呂山町役場 (中央2丁目1番地)

☎ 049-295-2112 ㊚ 049-295-0771

🌐 <http://www.town.moroyama.saitama.jp>



お知らせ

鳥獣被害防除施設の 設置費用の一部助成

鳥獣ちゆうじゆうによる農作物被害の未然防止のため、防除施設の設置費用の一部助成を行います。

㊚ ①毛呂山町農業委員会の

農家台帳に登録され、町内で農業を営む個人農業者

②防除施設を設置する予定の

農地(毛呂山町農業委員会の農地台帳に登録された農地)について所有権または

利用権を有していること

③町税を滞納たいなうしていないこと

※補助対象となるのは申請年度内に購入、設置を行う施設です。

人口と世帯

👤人口	33,345人	(-76人)
♂男	16,633人	(-42人)
♀女	16,712人	(-34人)
🏠世帯	15,831世帯	(+33世帯)

※令和2年4月1日現在 (前月1日比)

広報もろやま略記号一覧

📅日時・日にち	📍場所
👤対象者	📄内容
💰料金	📎持ち物
🗨️問合せ	☎電話番号
📠ファクス番号	✉メールアドレス
🌐ホームページアドレス	
👉健康マイレージ対象事業	

役場の開庁日時

平日 午前8時30分～午後5時15分
毎月第1土曜日 午前8時30分～
正午 (一部窓口のみ)

6月の土曜開庁 6月6日(土)
※5月2日の土曜開庁は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しません。

計量器(はかり)の 定期検査を行います

計量法の規定により、取引や証明に使用している計量器(はかり)の定期検査を行います。

※電気式はかり、またはひょう量250kgを超える機械式はかりは、別途巡回検査を行います。

📅 6月16日(火)午前10時～正午、午後1時～3時

📍 役場来客駐車場

📄 計量器(はかり)の種類・能力によって異なります。

🗨️ 役場産業振興課商工観光係 ☎214、埼玉県計量

検定所 ☎048-1652-2171

受動喫煙防止対策 について

平成30年7月に成立した健康増進法の一部を改正する法律については、令和2年4月1日から全面施行となり、飲食店・事業所など多数の人が利用する施設(第二種施設)は、原則屋内禁煙となります。詳しくは、町ホームページでご確認ください。

🗨️ 保健センター

☎ 294-15511

世界禁煙デー・ 禁煙週間について

■世界禁煙デー 5月31日は、世界保健機構(WHO)が定める「世界禁煙デー」です。タバコが健康被害な

5月12日は民生委員・ 児童委員の日です

☎ 211

🗨️ 役場産業振興課農林係
振興課窓口に申請書を提出

🗨️ 事前相談の上、役場産業用の2分の1以内(上限3万円)

※詳しくは町ホームページをご確認ください。

民生委員・児童委員は地域において関係機関と連携し、様々な取組を推進しています。福祉に関する悩みごと、心配ごとをお持ちの人は、お気軽に地域の民生委員・児童委員にご相談ください。
🗨️ 役場福祉課地域福祉係
☎ 111-112